

平成29年度大磯町教育委員会第1回臨時会議事録

1. 日 時 平成29年7月26日（水）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前9時35分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階 第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
曾 田 成 則 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
濱 名 三代子 委員
長 嶋 徹 委員
仲手川 孝 教育部長
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
鳥 海 淳 一 学校教育課教育指導係副主幹
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 8名
6. 付議事項
議案第3号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第4号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
7. その他

（開 会）

教育長） それでは、ただいまから、平成29年度大磯町教育委員会第1回臨時会を開催いたします。

本日は委員全員が出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

議案第3号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) 議案第3号、平成30年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、平成30年度大磯町立小学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料3ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。

第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料4ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。

恐れ入りますが、議案の別紙、「小学校教科用図書」の表をご覧ください。表のうち、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科につきましては、平成27年度に採択されてから3年目でございますので、平成30年度までは同一の教科用図書を採択することになります。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択することとなりますが、現時点でそのような状況にはなっておりません。

したがいまして、平成30年度に大磯町立小学校で使用する教科用図書のうち、国語から体育までの教科につきましては、昨年度と同様、議案別紙1のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

次に、表の一番下段の「特別の教科 道徳」教科用図書の採択につきまして、補足説明をさせていただきます。教育部長の提案理由にもございましたとおり、同じく説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、1種の「特別の教科 道徳」教科用図書を採択するものでございます。

ここで、「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に係るこれまでの経緯の概要につきまして、補足説明いたします。まず、資料の5ページをご覧ください。道徳の教科用図書として、今回はこの8者のなかから1者を採択しようとするものでございます。

資料の2ページをご覧ください。5月18日の教育委員会定例会におきまして、平成30年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択方針について決定いたしました。また、大磯町教科用図書採択検討委員会を5月8日と7月6日の2日間に渡り開催いたしました。第1回の検討委員会では、教科書の定義について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等について事務局より説明し、小学校教科用図書の調査研究についてご承認いただきました。第2回の検討委員会では、中地区3市2町が共同で調査研究した

結果について、代表の調査員より報告・説明を行なうとともに、その調査研究結果報告と神奈川県教育委員会による教科用図書調査研究の結果をもとに、検討委員に協議していただきました。そしてそこには教育委員の皆さまにもオブザーバーとしてご参加いただき、書面でも協議内容について報告させていただきました。他にも、教育委員の皆さまには、県や中地区3市2町の調査研究結果を参考に、すべての教科用図書について、それぞれ研究していただいたほか、学習会を開催して、教科用図書についての理解を深めていただきました。

そのような経過を踏まえた結果、道徳の教科用図書につきましては、議案別紙のとおり、「光村図書出版株式会社」の発行する図書を提案させていただきました。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答)

教育長) 平成 30 年度使用小学校教科用図書についての提案がありました。まずは別紙の小学校教科用図書のうち、平成 27 年度から採択されている「国語」から「体育」までの9科目については、特に問題はないかと思いますが、何かご質問があればお願いいたします。

青山委員) 特に今説明がありましたように、発行者の問題とか、あるいは学校で特に何か教科書が理由で大きな問題があるとか、そういう状況がないという説明がありましたので、「体育」より上の科目については、このとおりでよろしいかと思います。

各委員) 異議なし。

教育長) 次に、「特別の教科 道徳」小学校教科用図書については、事務局からの提案は先ほどの説明のとおり、「光村図書出版株式会社」の発行する図書でございますが、新たな採択となりますので、資料の5ページでございます教科用図書一覧表を参考にしながら、慎重に審議願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

青山委員) 今回、新しい「道徳」という教科ということで、8者の中からどれか1つという、なかなか難しい慎重な検討をしてまいりました。

最初に申し上げておきたいことは、この大磯町の教育大綱の基本理念の中に、「いのち」と「こころ」という2つを置いております。この「いのち」と「こころ」を大切に作る共感力を育む機会として、道徳の授業や、あるいは教科書というのは、大変重要な役割を担うものであるという認識でございます。今回、各発行者の教科書見本、あるいは県の教育委員会の報告書や町の教科用図書採択検討委員会の調査結果、そして協議内容を慎重に検討させていただきました。

大磯町の小学生が使用する教科書の教材を通して考えたり、話し合ったり、あるいは自分を見つめる、また、そこで気づいたことを自分の生活に生かしていける、そういった流れがしっかりとできているのはどれだろうかという8者を全部拝見しますと、どの者もそれぞれの工夫があり、流れがしっかりとでき

ていると感じました。その中で、各教材の最初に学びの手順ですとか、流れがわかる形になっているものはどれだろうかと。そこに着目したのは、子どもたちが学習していく上での流れもありますし、これから若い先生方が多くなる中で、教える側の学ばせ方の補助というのもわかりやすいものがないのではないかとこの考えでございます。そういう意味では、教育出版ですとか光村図書、あと光文書院などがいいかなというふうに考えました。

曾田委員) 私は、「道徳」につきまして、最近の状況について、所感から少しお時間をいただいてお話をさせていただきたいというふうに考えております。

このところヨーロッパのキリスト教の国々が、どこか自信を失ったように見えているわけです。特に過激派組織ISによりテロとか、移民、難民問題で翻弄されているのがよく見えております。第二次大戦後、キリスト教国の国々はあれほど力強い自信を持っていたというのが私たちの考え方ですけども、ついこの間のイギリスのEU問題、それから離脱、フランスの大統領選挙の結果など、いろいろなことが挙げられております。

では、日本はどういうことかと申しますと、ベトナム戦争以後、ヒッピーが出てくるようになりますと、年代でいいますと昭和41年、42年ごろだったと思いますけれども、少しずつ変化が出てきているように考えます。またその後には続きまして、日本の国々が大学を中心とした学園紛争などがありまして、いろんな混乱がいろんな形で起きてまいりました。そういう中で、私たちも考えることがいろいろあったわけです。

では、振り返りまして、日本は古来、先祖教と申しますか、つまりご先祖様を崇拝する、あるいは自然崇拝をふだん日本人はずっとやってきたというふうに考えます。海と山の世界でございますけれども、そういう中で育ってきた私たちがあるわけです。特に心を磨くという日本人的発想が少し薄れてきていると現在考えているわけです。そんなわけで、早い道徳の回復が、今まさに求められているのではないかと私は考えております。日本の底力は道徳があつてこそと考えられると思っておりますので、そんなわけで来年から小学校の道徳、再来年からは中学校の道徳が授業ということになっておりますので、私たちはしっかりとその観点から考えてみないといけないだろうというふうに今思っていたわけでございます。

まず、いろんな教科書を見ておられますと、それぞれまとまりがよく、これは各発行者統一されておまして、一貫したテーマがあります。それから、わかりやすい、馴染みやすい。この馴染みやすいというのは大変大事なことでございます。そして、もう一つは、道徳としての勉強を、当時内容は十分ではなかったかもしれませんが、現在の世代、私たちもそうですけれども、親の世代、保護者、教員にもわかりやすい、資料が多いという観点から調べてみました。そうしますと、私は光村図書が一番それに適合しているのではないかと考えまして、光村図書を挙げさせていただきました。推薦をさせていただきます。

濱名委員) 私はもう少し具体的に話を進めさせていただきます。

全てを読んでいきまして、根本的な判断能力を養える教科書をとって見ているのですけれども、どれもこれもよくて、別冊があるもの、サイズが大きいものというのに特徴があると思われたことを言っておきます。別冊、サ

イズが大きいというものには、みずからの考えを深めたり、整理したりするために、記入する箇所が非常に多いです。あと、言語活動の充実を図るための内容を取り上げている箇所が多いという特徴がありました。記入することによって一生懸命になったり、指導の幅が縛られるという懸念があるというような話も検討委員会の中で出ておりましたので、そういう話も踏まえたと、私は東京書籍、教育出版、光村図書というところから選んでいくといいかと思えます。

長嶋委員) 私、今回初めて教科書採択にかかわらせていただきました。本当にいい勉強をさせていただきました。最初に流れの中で、採択検討委員会の現場のご意見を十分聞かせていただいたり、今の教育現場の現状、先ほども出ましたけれども若い先生が増えてきたという中で、先生が教室で教えやすいという部分の観点も、一つは大事かなと。そういう中で、情報量が余り多過ぎても消化不良に陥るということもありますし、また、いろんなデータ分析なんかを見ますと、最近の日本の若者たちの意識が、自信とか、誇りみたいなものがほかの外国に比べて非常に低いという数値を見ますので、やはり日本文化の持っている特質、美しいところ、これが道徳で養われればいいのかと。誠実とか勤勉とか、他者への思いやりとか、そういうものを意識して取り上げている教科書が私自身はいいのではないかなという観点から、3者ぐらい絞らせていただきました。

教育出版あたりは2種類のワークを使い分けて、これをまた色分けをして、わかりやすい進め方ができるような形にもなっていましたし、先ほど言ったような理由の項目も多いのかなというふうに思います。光村図書も、表記や表現に大変工夫が見られて、つなげようという部分、次への行動につながっていくということが道徳的には一番大事だということで、評価をしたいなと思います。光文書院は同じような工夫が表現に見られているようでしたが、取り上げる項目が40ですか、情報量が少し多いという部分で、かえって焦点が定まらなると教育現場が混乱するかなというように考えました。そんなような中から検討をして、光村図書あたりがいいのかなという感じは受けました。

教育長) 今、各委員からいろいろご意見をいただきましたけれども、そのほか違う観点からありましたら、お願いいたします。

青山委員) 違う観点という意味では、教材の種類というものがあると思います。この道徳の授業は非常に時間数が少ない科目であることから、何を使うかということについては、幅広く種類がそろえてあることで、先生の選択肢が増えるのではないかと。種類というのは、例えば物語か伝記か、あるいは詩だったり、実話を載せていたり、それから、今、漫画なんかを取り入れているところもあります。また、ちょっと難しそうな意見文も扱っているとか、いろんな種類を扱っているほうが選択肢が増えるという意味で、いろいろデータを見てみますと、その点では光村図書が最もすぐれているのかなということがあります。

それから、先ほどお話がありました、言語活動の中で、書くという作業をどうするかという部分ですけれども、自分の考えをまとめてそれを定着させていくことについては、書くという活動は大変重要だと思います。ですけれ

ども、先ほど申しましたように、コマ数が少ない授業であるということから、考える話や、あるいは書くという活動をうまくバランスをとっていかないといけないということがあると思います。そういう中で、私としては1冊の中で書くということ、それから、話し合う、自分で考える、そういったことがうまくバランスがとれているものがないのではないかとこのところではあります。

そういう意味で、これは複数者ありますけれども、東京書籍とか教育出版、学研教育みらい、光村図書などがすぐれていると思います。でも、その前に申し上げましたように、種類の点では光村図書が一番よいというところもありますので、私も光村図書を推したいところがございます。

曾田委員) 実は、小学校教科書というのは、小学校1年から6年までで、体格が大分変わってくるわけです。ランドセルの大きさは一定に決まっておりますが、最近では小学校6年生のランドセルは余り見ませんけれども、基本的にはそうだろうと思います。本の大きさ、それから、冊数の問題もありますから、分冊がいいのか悪いのかとか、本の大きさが重くなるかならないか、そういったことも、一応選ぶ側としては少し頭にあってもいいのかなど。小学校の子どもがひっくり返ってもまずいですから、それが負担になって勉強が嫌いになっていけませんから、そんな観点からも一応見ておきます。

それから、今、青山委員がおっしゃいました、書くことに重きを置くというのも、短い時間の中で書くことに十分表現ができない子どももたくさんおりますから、そのことで時間を費やすということも問題だというようなことで、いろんな意味で選んだのが光村図書という結論に達したのが私の考え方でございます。

青山委員) 道徳の教科化について語らなくてはいけない話題としては、いじめや情報モラルについてどのように扱っているかということだと思います。もともと大津のいじめ事件を発端としまして、道徳の教科化ということが議論されてきたと思います。そのことについては、いじめや情報モラルというのは最重要課題として考えなくてはいけないと思うのですが、この2つの問題は他者への思いやりですとか、命を尊ぶという、そういうことをしっかりと心の中に植えつけければ、自然といじめの芽は減っていくものではないかと考えています。かといって、いじめや情報モラルは取り扱わなくていいんだということではございません。今日的な課題として、教科書にはしっかりと扱ってほしいと思います。そして、いろんな資料を見ていると、そのことについてどの学年から扱っているかという部分では、高学年になってから扱い始めている者もあり、あるいは1年生のころから入れている会社もあるということで、いろいろ特徴があったと思います。

私は、命の尊さとか思いやりというのは、1年生からというよりは、幼いころから家庭で学んでいくべきことだと思いますし、小学校に来て教科書を通して学ぶということになれば、やはり1年生のころからその発達段階に応じて扱ってほしいと思います。そういう観点から言いますと、1年から6年まで、その発達に応じた教材をそろえているというのは、やはり光村図書ではないかなと感じました。

濱名委員) 私が取り上げた3者について話をしたいと思います。各発行者とも、特長であるとか、評価したい点を全部書き上げては来ましたが、東京書籍

から申し上げますと、ユニバーサルデザインに対応しております、少し太めの読みやすい書体が使用されておりました。先ほどもいじめの話が出ておりますけれども、保護者からもいじめに関しては直接的にしっかりと取り上げたものが欲しいというご意見がありまして、教員のほうからは根本にある判断能力を育てるのに、直接的でなくてもいいから間接的なものとしてほしいといったものが、これに対応していると思いました。2つの教材を組み合わせたユニット形式を取り入れておりました、どちらにもいじめについて、そのクラスの実態で選んで学べる、そういうやり方になっていると思います。

教育出版ですけれども、アクティビティーやモラルスキルトレーニングを取り入れた、やってみようというコーナーが設けられておりました、実体験において深められるように設定されております。身につけることができるようになっていると思います。

私も光村図書が一番いいと実は思っているのですが、サイズが一番小さくはあるのですが、見開きで示されていたり、使い方を非常に工夫していると思います。情報モラルにつきましては、光村図書だけが低学年を取り上げてはいないのです。とはいえ、全学年を通して非常に読みやすく、教材を通して何を学ぶのかというような目当てが示されており、学ばせやすく、また学びやすいところから光村図書を推したいと思えます。

教育長) ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

ただいま、各委員から多くの観点から、例えば内容、構成、教材、今日的な課題のいじめとか情報モラルの問題。それから、年齢もありますので、本の大きさとかサイズ、あるいは分冊化、別冊化とか、そういった形で総合的に検討していただいた、ご意見をいただいたと思います。

その中で、各委員の中で多いのが、やはり総合的に見てというようなことでの、事務局のほうからの提案がございまして、これで質疑のほうはよろしいでしょうか。

それでは、他にご意見等がなければ、質疑を打ち切り採決に入りたいと思います。

議案第3号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思います、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」につきましては、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第3号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択といたします。

議案第4号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) 議案第4号、平成30年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

説明資料 1 ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、平成30年度大磯町立中学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料 2 ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。

第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料 3 ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一教科用図書を採択する期間は 4 年とする」と規定されております。現在中学校で使用している教科用図書は、平成28年度からの使用ですので、平成31年度までは同一の教科用図書を採択することになります。

なお、政令の第15条第 2 項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとなりますが、現時点でそのような状況にはなっておりません。

したがって、平成30年度に大磯町立中学校で使用する教科用図書につきましても、議案別紙のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 発行者の問題、あるいは学校現場での問題、教科書にかかわることが何もないと説明がありましたので、この案どおり進めていただけてよいと思います。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 4 号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」につきましては、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第 4 号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択いたします。

(その他)

事務局) 次回の教育委員会定例会は、8月 17 日、木曜日、午前 9 時から、大磯町役場本庁舎 4 階第 1 会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成 29 年度 大磯町教育委員会第 1 回臨時会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成29年8月17日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____